

地域連携ネットワークにおけるソーシャルワークの 権利擁護アセスメントの意義と課題

西内 章¹

(2022年9月26日受付, 2022年12月14日受理)

Significance and Challenge of Rights Advocacy Assessment for Social Work in Regional Cooperation Networks

Akira NISHIUCHI¹

(Received : September 26, 2022, Accepted : December 14, 2022)

要 旨

認知症や精神疾患等により成年後見制度は誰もが利用する可能性がある。本研究では、成年後見制度で活用される地域連携ネットワークにおいて、必要なアセスメントの視点を検討した。近年、保健医療福祉のサービス提供に際して、多様なガイドラインや実践の指針が出されるようになった。成年後見制度下においても権利擁護にもとづく実践を可視化する必要がある。

権利擁護による実践では、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、地域福祉等、社会福祉の各分野の専門性を活かしたソーシャルワークのアセスメントに加えて、地域の実情や社会資源について権利擁護の視点からアセスメントすることが必要である。

結果として、①ソーシャルワークにもとづく権利擁護の視点を具体化すること、②地域の人材や資源を権利擁護としてアセスメントすること、③どのような地域連携ネットワークでも権利擁護の実践を協議することをあげた。

キーワード：ソーシャルワーク、地域連携ネットワーク、権利擁護

Abstract

The adult guardianship system is often used on behalf of persons with dementia, mental illness, and other conditions. This study focuses on a necessary assessment of regional cooperation networks used in the adult guardianship system. In recent years, a wide variety of guidelines and practical actions have been introduced in health and medical welfare service regulations, which has led to recognition of the need to clarify the advocacy-oriented practices of the adult guardianship system as well. In advocacy-oriented practice, it is important to assess current regional conditions and social resources from the perspective of rights advocacy, in addition to assessing social work services that would best utilize expertise in fields such as child welfare, welfare for persons with disabilities and the elderly, and community welfare. In sum, (1) we should form a concrete vision of rights advocacy that emerges from social work practice; (2) regional human and social resources should be assessed from the perspective of rights advocacy; and (3) practical aspects of rights advocacy should be discussed regardless of the conditions of regional cooperation networks.

Keyword : Social Work, Regional Cooperation Networks, Rights Advocacy

¹ 高知県立大学 社会福祉学部社会福祉学科・教授・博士（臨床福祉学）
Department of social welfare, Faculty of social welfare, University of Kochi, Professor

I. はじめに—研究の背景と目的—

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神疾患等により、判断能力が不十分な状態になり、自らの生活に支障が出てくるような状態になれば誰もが利用する可能性がある。

本研究では、成年後見制度で活用される権利擁護の視点及びアセスメントに着目した。

社会福祉士や精神保健福祉士等のソーシャルワーク専門職が行う権利擁護支援は、本人（被後見人）の意向に即した権利擁護の視点からソーシャルワークを実践している。保健医療福祉のサービス提供に際して、多様なガイドラインや実践の指針が出されるようになっており、成年後見制度で活用できる権利擁護の視点及びアセスメントを浸透させる必要がある。

特に、身上保護が必要な場面については、ソーシャルワーク専門職が、本人の意思に添いながら、人と環境の視野から生活支援を展開することが必要である。身上保護をどのように行うのかはソーシャルワークの固有の専門性を発揮する場面であると換言できるが、実践場面で試行錯誤が続いている。

本研究の目的は、第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえて、権利擁護を実践するソーシャルワークの視点、それに必要な権利擁護のアセスメントの視点と、地域連携ネットワーク活用の意義と課題を提示することである。

II. 第二期成年後見制度利用促進基本計画の特徴

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

2022年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定された（厚生労働省 2022a）。対象期間は、2022年度から2026年度までの5年間である。

主なポイントは以下のとおりである¹⁾。

- ①成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
- ②成年後見制度の運用の改善

※「後見人等への適切な報酬の付与」を含む

- ③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

これは、2017年度から2021年度の「第一期成年後見制度利用促進基本計画」の内容をふまえて地域共生社会の実現を目指し成年後見制度の利用を推進しようとするものである。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである」と説明している（厚生労働省 2022a：3）。

権利擁護支援とは、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」と定義されている（厚生労働省 2022a：4）。

成年後見制度は、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支えている。成年後見制度は、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークが活用される。

地域連携ネットワークは、「他の様々な支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない」とされている（厚

生労働省 2022a : 3).

このように、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会を見据えた権利擁護支援を展開するために、地域連携ネットワークを積極的かつ効果的に活用するものである。第一期の基本計画で明らかになった課題を改善し、成年後見制度の利用を促進しようとするものである。

成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度等の見直しに向けた検討が示しているものは、「障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与等の権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う」とされている（厚生労働省 2022b : 8）。

「総合的な権利擁護支援策の充実」としては、「成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討等に対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する」が指摘されている（厚生労働省 2022b : 8）。

その内容は以下のとおりである。なお、以下の a) ~e) は本研究で付したものである。

a) 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。

b) 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討する等、地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。

c) 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。

d) 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付等に参画する取組を普及させるための方策を検討する。

e) 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

成年後見制度の運用の改善

「成年後見制度の運用の改善」では、6点が挙げられている²⁾。①本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透、②家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進、③後見人等に関する苦情等への適切な対応、④適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等、⑤不正防止の徹底と利用しやすさの調和等、⑥各種手続における後見業務の円滑化等である（厚生労働省 2022b : 9-10）。

まず、①本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透としては、継続的に都道府県等が意思決定支援の研修やガイドラインの普及・啓発を行うことを挙げている（厚生労働省 2022b : 9）。

実践現場において本人の意思を確認できない場合がある。本人が判断できない場合、他者が決めてよいのか、本人に不利益がある場合、誰がどのように判断するか誤解される可能性がある。

その考え方や手順を示したものがガイドラインである。例えば、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（厚生労働省 2020）等がある。意思決定支援について正しく理解していないと、成年後見制度だけでは機能しないためである。法定後見人だけが理解していればよいのではなく、本人支援に携わるチーム全員が理解する必要がある。

②家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進では、「各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される」、「最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、

本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討すること」を挙げている。これは、家庭裁判所が地域の関係機関と円滑に連携することが実践の前提になっていると考えられるが、地域の関係機関の状況は、それぞれの地域で異なるため、画一的な連携モデルを提示すればよいとは限らない。家庭裁判所と地域の関係機関が、日常的かつ積極的にコミュニケーションをとることが必要である。そのため、地域ごとに異なる関係機関と固有の連携を構築することになる。

③後見人等に関する苦情等への適切な対応では、「家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある」を挙げている。

実際、後見人等に関する苦情については、家庭裁判所や市町村・中核機関に届くことが多いと思われる。一つの機関だけで対応できる場合もあれば、複雑な事案の場合等は、複数の機関が協力しないと苦情に対応できないこともある。その点では、②と③は多機関・多職種連携として関連がある。

④適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等では、「最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される」、「市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する」、「国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する」、「国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する」を挙げられている。

ここで指摘されているように、適切な報酬及び報酬助成のあり方については、制度上の課題がある。予算に余裕がない市町村の場合、後見人等の

報酬助成には限界がある。基本計画でも、国に報酬や報酬助成の見直しに向けて検討するように書かれているのがその証左である。市町村に負担がかかる実情を鑑みれば、成年後見制度の利用を促進するためには国が早期に対応することが必要であろう。

⑤不正防止の徹底と利用しやすさの調和等では、「金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される」、「最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される」、「専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される」、「専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される」が挙げられている。

この指摘は、親族後見や専門職後見の他、市民後見人を守るためにもなると思う。信頼される後見人であるためには、不正を行わないことが必要であるが、他者から不正を疑われる場合もある。それらの対策は、成年後見制度が日常生活に定着することを目指すならば、誰もが安心できる対策が不可欠であると思う。

⑥各種手続における後見業務の円滑化等では、「市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある」が挙げられている。

これは本人が、被後見人であることにより不利益を受けないためのものである。成年後見制度が少しずつ社会に浸透しているとはいえ、各種手続の際、偏見等から権利侵害を受けることもある。そのための改善である。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり³⁾

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく

日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある」としている。具体的には、①地域連携ネットワークづくりの方向性、②地域連携ネットワークづくりの進め方がある（厚生労働省 2022b：11-12）。

①地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）の内容を要約すれば、地域包括ケアや虐待防止等の権利擁護に関する様々な既存のしくみだけでなく、圏域等の複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークが必要であることを述べている。

②地域連携ネットワークづくりの進め方について述べていることを要約すれば、できるだけ早期に、成年後見制度の内容等、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図り、中核機関の役割を明確にして、権利擁護支援チームの形成を支援すること、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことを述べている。

Ⅲ. 成年後見制度の利用推進と地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用推進

2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村が権利擁護支援を推進しているが、具体的な権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」をどのように整備するかが課題である。

この地域連携ネットワークは、新たに権利擁護

支援の「中核機関（市町村直営または委託）」を設置し、利用者が利用するサービスごとに編成されている介護支援専門員や相談支援専門員、医療機関、金融機関等で構成される「権利擁護支援チーム」と、権利擁護支援チームに助言、指導を行うために中核機関（事務局）、家庭裁判所、市町村担当課、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会の関係者等から構成される「協議会」で構成される。これらは、既存の介護保険制度や障害者福祉制度の各種サービス担当者による既存の支援チームや、市町村に設置されている成年後見制度審議会等の既存の会議体を活用してもよいことになっている。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職等、多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある（厚生労働省 2022a：29）。

また、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職等、多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

①異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

②様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

③多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点がある（厚生労働省 2022a：34）。

IV. ソーシャルワーク実践と権利擁護

権利擁護を担う職種

権利擁護支援を担う職種には、弁護士や司法書士等、法律の専門職だけでなく、ソーシャルワーク専門職として社会福祉士や精神保健福祉士も含まれており、成年後見制度において社会福祉士や精神保健福祉士は「法定後見人（後見・保佐・補助）」に選任されて活躍している（最高裁判所事務総局家庭局 2022）。具体的には2021年1月から12月の1年間で、社会福祉士が5753件（18.1%）、精神保健福祉士が51件（0.2%）であった。

身上保護としてのソーシャルワーク

法定後見人が行う支援は、主に身上保護と財産管理である。社会福祉士や精神保健福祉士が法定後見人になる場合、家庭裁判所からより丁寧な身上保護の実践を期待されるケースが多い。身上保護では、保健医療福祉サービスの利用相談、利用契約、支援内容の確認等を行うことになっている。社会福祉士や精神保健福祉士による権利擁護支援では、利用者本位、アドボカシー、生活支援等のソーシャルワークによる視点が重要となる。

しかしながら、意思疎通が難しい、経済的に困窮している、入退院を繰り返している等、定められたアセスメントシートの情報収集だけでは対応を判断しづらいために、法定後見人自身が悩んでいるのも事実である。そこでソーシャルワークによる権利擁護支援として本人の意向に寄り添い、どこまで関わるかを的確に見定めることを可能とするように、利用者との支援関係、権利擁護支援チーム、連携システムを総合的に情報収集し、状況を整理・認識できる権利擁護アセスメントについて研究の蓄積が必要であると考えられる。

支援関係場面では、成年後見制度の後見業務場面において、本人の話をどのように傾聴するか、また支援チームや連携システムを活用する場面でソーシャルワークの視点をどのように活かすかは法定後見人の判断に任されている。本研究では法定後見人の判断をあいまいなままにせず、権利擁

護アセスメントとしてソーシャルワークによる実践の可視化に取り組む。これにより成年後見制度におけるソーシャルワークの理論と実践をつなぐことができると考える。

V. 権利擁護アセスメントの視点

本人の意思確認と意思決定支援

家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の際は、本人情報シートが活用されている。本人情報シートは、適切な医学的診断や適切な後見人等の選任にとって有益である（厚生労働省 2022a：17）。

本人情報シートにより、本人がどのような意思を持っているか、家庭裁判所が把握できるためである。家庭裁判所と専門職団体や市町村・中核機関、医学的診断を行う医師等と共有することが重要である。

また、本稿Ⅱで紹介したように、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用促進の中で、本人の意思決定支援を重視しており、特に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に加えて、様々な分野で活用されている意思決定支援に関するガイドラインについて普及・啓発を勧めている（厚生労働省 2022a：12）。

例えば、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」によれば、「全ての人は意思決定能力があることが推定される」と位置づけられている（厚生労働省 2020：3）。意思決定については、全ての人が意思決定能力を有しているという前提として支援を行う。すなわち、本人に意思決定能力がないから代行支援を行うという考え方ではない。本人と個別能力と支援者側の意思決定支援力を総体として評価することとしている（水島 2021：46）。

支援者として努力を尽くしても本人の意思のくみ取りが難しい「支援の困難性」と、本人の権利を守る介入である「法的保護の必要性」を重視している（水島 2021：46-47）。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラ

イン」には、「個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート」、「個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート」、「意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート」、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート」「本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート」が添付されている（厚生労働省 2020）。

この他に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」についても、各種ガイドラインの基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進めることになる。

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会（事務局 公益社団法人日本社会福祉士会）が「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」を作成している（成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 2019）。

支援者の視点として、本人を中心に据える支援理念・姿勢を持つこと（Person Centered）を挙げている。そして、「本人中心～ Nothing about us without us ～」、「本人の力・エンパワメント」、「意思決定支援の視点」、「表出された意思と希望（意思と選好）の尊重（Expressed will and preferences）」、「本人の最善の利益」、「アドボカシー」、「権利擁護の視点」、「本人の『権利』」、「本人の意思を超えて介入する判断（意思決定支援と代理代行決定のプロセス理解）」、「意思決定支援と代行決定に関するガイドライン」、「代行決定偏重への気づき、他」を理解することを述べている（成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 2019：47）

また、支援者の実務・運営に求められる力として、①アセスメント（見立て力）、②ファシリテーション力（推進力）、③マネジメント力（管理力）、

④プレゼンテーション力（提言力）、⑤政策形成力を挙げている（成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 2019：48-49）。

これらの視点や力は、これまでもソーシャルワーク実践で指摘されていることと共通性がある。ソーシャルワーカーは、権利擁護の実践について学ぶ部分もあるが、多くはソーシャルワーク実践と展開している部分である。

一方、プレゼンテーション力は、実践で必要であると理解していても、個々の力量を客観的に評価する機会は少なかったかもしれない。権利擁護支援を行うためには、自らの実践を可視化し異職種に理解される様なプレゼンテーションの力量が問われる。

地域連携ネットワーク活用の意義

ソーシャルワークによるアドボカシーは、利用者が不利益を受けたり、危害を受ける可能性がある場合、ソーシャルワーカーが利用者の利益のために、交渉したり共闘する活動も含まれており、ソーシャルアクションとも関連している（Hepworth=2015：686-694）。欧米でのソーシャルワークによるアドボカシーの特徴は、ソーシャルワーカーが利用者と協働することを前提にしていることである。

アドボカシーを重視したソーシャルワークでは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、地域福祉等社会福祉の各分野の専門性を活かしたソーシャルワークのアセスメントに加えて、地域の実情や社会資源について権利擁護の視点からアセスメントすることが必要である。

特に、成年後見制度下で活動する弁護士や司法書士等多職種と連携するためのソーシャルワークでは、これまで述べたように個別支援のみならず、地域連携ネットワーク（チーム支援、協議会等）での展開をも視野に入れなければならない。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の中でも述べているように、地域連携ネットワークはそれぞれの地域で異なる。実際は、既存の多様なネッ

トワークを有効に活用している場合がほとんどである。

ソーシャルワーク専門職にとってみれば、アドボカシーを重視したソーシャルワークを多職種が参加する地域連携ネットワークでも固有性を発揮しながら、チーム支援や協議を展開することを示していると考えられる。つまり、多職種連携を視野にした権利擁護のソーシャルワークが必要であろう。

これまで述べたことを踏まえ、以下のような課題を挙げたい。

- ①ソーシャルワークにもとづく権利擁護の視点を具体化すること
- ②地域の人材や資源を権利擁護としてアセスメントすること
- ③どのような地域連携ネットワークでも権利擁護の実際を協議すること

まず、「ソーシャルワークにもとづく権利擁護の視点を具体化すること」については、Iで紹介した第二期成年後見制度利用促進基本計画では、弁護士や司法書士等、異職種であっても、権利擁護として基本的な部分で共通の視点を持つ必要がある。一方で、権利擁護支援チームや協議会に参加する場合は、その職種固有の視点による意見が求められる。ソーシャルワーカーとしては、前述した「本人を中心に据える支援理念・姿勢」や5つの実務・運営に求められる力をどのように実践するかを具体化する必要がある。

次に「地域の人材や資源を権利擁護としてアセスメントすること」とは、本人の意思に加えて、地域の人材や資源を権利擁護として本人支援に活用できるかを見極めることである。例えば、「情報シート」や「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のアセスメントシートは、あくまで本人の意思を支援者側が見誤らずに確認するためのものである。ソーシャルワークの視野である「人と環境」から地域の人材や資源をアセスメントすることは、生活支援において欠かせないためである。

「どのような地域連携ネットワークでも権利擁護の実際を協議すること」とは、保健医療福祉、教育分野で編成される既存の支援チームに、権利擁護支援を担う法定後見人が参加することになっているため、本人が利用しているサービスによって、支援チームの編成が異なるためである。介護保険制度を利用している場合であれば、介護支援専門員や介護保険サービス事業者が主体の支援チームになる。本人が入院している場合には、医師や看護師、リハビリスタッフ等、医療従事者が主体の支援チームになる。異なる専門職制をもつチームメンバーの中で、支援方針を共有することになるためである。

VI. 終わりに

筆者は、これまで虐待事例や困難事例の分析、実践場面での助言・協議を行ってきたが、社会福祉士や精神保健福祉士が権利擁護支援を行うためのソーシャルワークを活かした「人と環境の視野」による権利擁護アセスメントが定着していないと考えている。

ソーシャルワーク実践としての実践課題は、成年後見制度における権利擁護支援において、ソーシャルワークのアドボカシー機能をどのように展開するのか、特に弁護士や司法書士等、他の専門職と異なる専門性をどのように発揮するかである。他の職種からみるとソーシャルワークの専門性は理解しづらいようである。

特に身上保護では、傾聴や連絡・相談等は後見業務として可視化しづらいため、社会福祉士や精神保健福祉士の丁寧な取り組みが評価されにくいのが実情である。この評価されにくい取り組みこそが、被後見人への支援において欠かせない。

本研究は、JSPS科研費18K02158の助成を受けたものである。

注1) 厚生労働省の「計画の概要」では「成年後

見制度の運用の改善」に「後見人等への適切な報酬の付与」を含めて3点にしている。本研究でも3点としてまとめた。

注2)「第二期成年後見制度利用促進計画」では、4点にまとめられているが、ここでは「計画の概要」にある6点を説明する。

注3)ここでは「計画の概要」にもとづいて説明する。

引用・参考文献

- 福島喜代子(2021)「日常生活自立支援事業による意思決定支援とソーシャルワーク実践」『ソーシャルワーク研究』47(3), 20-30.
- 林祐介(2021)「身寄りがなく判断能力の不十分な人へのソーシャルワーク実践－受療支援と入所・転居支援を中心に」『ソーシャルワーク研究』47(3), 39-46.
- Hepworth, D., Rooney, R.H., Larsen, J.A., (2006) *Direct social work practice : Theory and Skills*, 8th ed., Brooks/Cole. (=2015, 北島英治・澁谷昌文・平野直己・藤林慶子・山野典子監訳『ダイレクト・ソーシャルワークハンドブック-対人支援の理論と技術-』明石書店.)
- 平野隆之(2021)「権利擁護支援をめぐる政策展開と社会福祉・地域福祉の課題－2つの当事者参加の実現に向けて」『社会福祉研究』142, 23-44.
- 石渡和美(2021a)「意思決定支援の意義とソーシャルワークの視点の重要性」『ソーシャルワーク研究』47(3), 5-19.
- 石渡和美(2021b)「権利擁護における当事者活動の現状と課題－津久井やまゆり園事件をめぐる知的障害者の活動を中心に」『ソーシャルワーク研究』47(3), 55-65.
- Johnson, L.C. and Yanca, S., J., (2001) *Social work Practice: A Generalist Approach*, 7th ed., Allyn and Bacon. (=2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』中央法規出版.)
- 厚生労働省意思決定支援ワーキング・グループ(2020)「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>, 2022.0921).
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室(2022a)「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>, 2022.0921).
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室(2022b)「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000917337.pdf>, 2022.9.21).
- 水島俊彦(2021)「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』が目指すもの」『社会福祉研究』142, 45-53.
- 最高裁判所事務総局家庭局(2022)「成年後見関係事件の概況-令和3年1月~12月」(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20220316koukengaikyou-r3.pdf>, 2022.9.21)
- 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会(事務局公益社団法人日本社会福祉士会)(2019)『地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』(<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>, 2022.9.21).
- 玉木千賀子(2021)「成年後見制度等における身上保護, 意向確認・意思決定支援－ソーシャルワークの価値を基盤とした実践の重要性」『ソーシャルワーク研究』47(3), 47-53.
- 山口理恵子(2021)「市町村申立の対象となる人々の支援とソーシャルワーク実践－受任調整と個人情報保護の課題を中心に」『ソーシャルワーク研究』47(3), 31-38.

